

令和2年度 第1回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

5 議題


(4) 第8期介護保険事業計画の
策定に向けて

第8期介護保険事業計画の策定に向けて

1 介護保険事業計画について

- 介護保険制度は、被保険者が介護保険料を支払い、介護が必要になったら保険給付（介護保険サービス）を受ける、負担と給付の関係が明確な社会保険制度。
- 保険者である市町村は、保険給付の円滑な実施のため、3年間を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定することとされている。

本市における「介護保険事業計画」について

- 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」と一体のものとして作成されなければならない（介護保険法第117条第6項）とされている。
- 
- 本市においては、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を包含する、『北九州市いきいき長寿プラン』を策定している。

2 次期計画策定にあたっての国の基本的な考え方（主なもの）

- (1) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、更に団塊のジュニア世代が65歳を迎える2040年を見据えると、介護サービス需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められる。
 - 高齢者数の動向を視野に入れながら、今後の介護サービス量・介護ニーズの見込みや、必要な保険料水準を推計するとともに、中長期的な視野に立って次期計画の位置づけを明らかにし、その具体的な取組内容や目標を計画に位置づけることが必要。
- (2) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 現在の介護分野における人材不足は深刻であり、また、2025年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組を強化する。
 - 地域の実情に応じて、介護保険事業計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、業務の効率化・質の向上に関する事項を追加する。

3 今後の検討内容

(1) 本市におけるサービス水準（介護サービスの見込み量）

これまでの給付実績や高齢者数の推移等をもとに、負担と給付のバランス、既存施設の整備状況、待機者の状況及び今後の高齢化のピークなどの中長期的な視点も踏まえながら、在宅サービスと施設サービスの適切な水準（サービスの見込量等）を検討。

(2) 介護保険料の水準

上記の介護サービスの見込量から、今後3年間に要する介護保険費用を見込むことで、適切な介護保険料を設定する。その検討にあたっては、制度改革による影響、負担能力に応じた保険料段階の設定、保険料の上昇抑制のための介護給付準備基金の活用なども含めて検討。

(3) 介護人材の確保

国においては、現行法で市町村介護保険事業計画の記載事項と位置付けられていない「介護人材の確保に関する事項」を任意記載事項とするための法令改正が行われ、令和2年6月12日に公布された。

これを受け、介護人材確保の取組みについて、介護保険事業計画として位置付けることを前提に検討を進める。

具体的には、増え続ける高齢者（需要）に必要なサービスを提供し続けることができるよう、多様な人材の参入促進、介護職員の定着、介護現場の革新（業務の効率化）について、効果的な取組みを検討する。

(4) その他

介護保険事業計画策定に当たっては介護職員の負担軽減や生産性の向上等のため、介護ロボット等を活用した「先進的介護の北九州モデル」の普及なども併せて検討。